

News Release



平成24年11月12日

各 位

会社名 **ジャパンパイル株式会社**
代表者名 代表取締役社長 黒瀬 晃
(コード番号 5288 東証第二部)
問合せ先 広報部長 大黒 出
(TEL 03-5843-4166)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成24年11月12日開催の取締役会において、新株式発行及び株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日公表の「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

記

当社は、コンクリート杭の製造、施工に加え、鋼管杭並びに場所打杭による基礎工事全般を手掛ける我が国唯一の総合基礎建設会社であります。当社は杭基礎業界最大の設計部門と施工部門を擁し、お客様の多種多様なニーズに応じ、基礎工事の全ての分野に関し最適な設計提案を行いますとともに、当社独自の施工マニュアルに基づき、全ての基礎工事に対して高品質の施工を実施しております。

当社の近年における取組みとして、生産部門の効率化による収益性向上と今後の成長を睨んだ海外部門の拡充があります。平成21年度より、国内マーケットに対応した最適生産体制の確立に取組み、工場の集約と効率化を進めることで、着実に収益性を改善させております。また海外においては、平成22年7月に実現したベトナム最大のコンクリート杭（パイル）製造・施工会社である Phan Vu 社との資本提携を機に東南アジア市場の将来性を展望した施策を積極化しております。本年9月には、ベトナムにおいて、ベトナム政府による積極的なプロジェクト誘致によって大型案件が集中する中部地区に市場のニーズに応じた製造販売体制の確立を目的に Phan Vu 社との合弁会社を設立しました。

今回の公募増資による調達資金は、当社の事業戦略上重要な位置づけにありますベトナム市場への投資を目的とした借入金の返済に充当するとともに、既存借入の返済資金並びに社債の償還資金に充当する予定であります。当社グループは今回の公募増資を実施することで、より強固な財務基盤を確立することに

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

より、今後の積極的な事業展開が可能となり、中長期的に収益性の向上を図ることができるものと考えております。また、公募増資と同時に当社株主を売出人とする株式売出しを実施し、株主分布状況の改善及び株式流動性の向上を図ってまいります。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 3,000,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成24年11月20日（火）から平成24年11月26日（月）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMB C日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成24年12月3日（月）
- (8) 受渡期日 平成24年12月4日（火）
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 黒瀬 晃に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,174,000株
- (2) 売出人及び
売出株式数 株式会社藪内興産 1,000,000株
株式会社りそな銀行 174,000株

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90~1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 24 年 12 月 4 日（火）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 黒瀬 晃に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】 1. をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 600,000 株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案し、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である SMBC 日興証券株式会社が当社株主である株式会社藪内興産（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集及び引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 24 年 12 月 4 日（火）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 黒瀬 晃に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】 1. をご参照）

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 600,000株
- (2) 払込金額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先及び割当株式数 SMBC日興証券株式会社 600,000株
- (5) 申込期日 平成24年12月26日(水)から平成25年1月7日(月)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の2営業日後の日とする。
- (6) 払込期日 平成24年12月27日(木)から平成25年1月8日(火)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の3営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 黒瀬 晃に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

公募による新株式発行（一般募集）及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、600,000株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、SMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成 24 年 11 月 20 日 (火) の場合、「平成 24 年 11 月 23 日 (金) から平成 24 年 12 月 21 日 (金) までの間」
 - ② 発行価格等決定日が平成 24 年 11 月 21 日 (水) の場合、「平成 24 年 11 月 27 日 (火) から平成 24 年 12 月 26 日 (水) までの間」
 - ③ 発行価格等決定日が平成 24 年 11 月 22 日 (木) の場合、「平成 24 年 11 月 28 日 (水) から平成 24 年 12 月 27 日 (木) までの間」
 - ④ 発行価格等決定日が平成 24 年 11 月 26 日 (月) の場合、「平成 24 年 11 月 29 日 (木) から平成 24 年 12 月 28 日 (金) までの間」
- となります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	26, 151, 292 株	(平成 24 年 10 月 31 日現在)
公募増資による増加株式数	3, 000, 000 株	
公募増資後の発行済株式総数	29, 151, 292 株	
本第三者割当増資による増加株式数	600, 000 株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	29, 751, 292 株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株式に対し S M B C 日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び本第三者割当増資による手取概算額合計上限 1, 102, 654, 000 円については、130 百万円を平成 24 年 9 月にベトナムの合弁会社である Phan Vu Quang Binh Concrete Limited Liability Company 設立のための投融資資金として借り入れた短期借入金の弁済に、731 百万円を運転資金に充当するために発行した社債並びに運転資金及び設備資金に充当するために借り入れた返済期日が到来する長期借入金の弁済の一部に、平成 25 年 3 月末までにそれぞれ充当する予定であります。残額については、平成 26 年 3 月末までに長期借入金の弁済の一部に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を当社の事業戦略上重要な位置付けにある東南アジア地域への設備投資資金に充当するとともに、既存借入の返済資金並びに社債の償還資金に充当することにより財務体質が強化され、今後の収益基盤の拡大等を通じた中長期的な収益性の向上につながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

当社の利益配分につきましては、業績に応じて安定的に配当を実施していくことを基本方針としております。当社は、年1回の剰余金の期末配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。また、当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、将来にわたる株主の利益確保のため、当社グループの今後の事業展開に有効に活用していく所存であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
1株当たり連結当期純利益又は 1株当たり連結当期純損失(△)	△19.09円	△84.81円	51.54円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	8.00円 (0円)	5.00円 (0円)	8.00円 (0円)
実績連結配当性向	—	—	15.5%
自己資本連結当期純利益率	△3.7%	△18.6%	11.8%
連結純資産配当率	1.5%	1.1%	1.8%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成22年3月期及び平成23年3月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、実績連結配当性向は記載しておりません。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、自己資本(連結純資産額合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。

3. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始 値	281 円	207 円	224 円	360 円
高 値	381 円	269 円	397 円	426 円
安 値	202 円	117 円	160 円	252 円
終 値	208 円	230 円	364 円	337 円
株価収益率	一倍	一倍	7.1 倍	一倍

- (注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場第二部におけるものであります。但し、平成22年3月期においては、株式会社大阪証券取引所市場第二部の高値・安値が当該期間における最高値・最低値であることから、株式会社大阪証券取引所市場第二部の数値を記載しております。
2. 平成25年3月期の株価等については、平成24年11月9日（金）現在で記載しております。
3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成22年3月期及び平成23年3月期に関しては当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、平成25年3月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、売出人である株式会社藪内興産及び株式会社りそな銀行は、SMB C日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、引受契約の締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対して、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行及び株式分割等に関わる発行若しくは交付を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。